

平成25年(ワ)第5815号 地位確認等請求事件

原告 吉井 康雄

被告 学校法人 大阪経済大学 外2名

原告準備書面 (1)

平成25年9月24日

大阪地方裁判所 第5民事部 4係 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 関 川 信 也



1 本件の背景事情

原告が本件のように特任教員任用申請を不当に拒否された背景には、それまでに、原告が被告大学経営学部の不公正な教授会運営、採用人事及び昇格人事などに異議を唱え、悪しき体質を改善したいとの正義感から発言したことを理由として、元学部長の北村教授を始めとする一部の経営学部教授会員から疎まれていた事情があり、本件紛争の本質を理解する上では、かかる事情を知る必要がある。

その上で、原告は、被告の答弁書に対して以下のとおり反論する。

2 原告が特任教員の任用基準を充たしていたこと

原告は特任教員の任用基準を充たしていたことは、訴状「請求の原因」第1、3で述べたとおりである。被告らはこの点を争おうとするが、以下のとおり、被告らの主張には理由がない。

(1) 過去5年間の専門分野における研究論文あるいは著書

被告らは、『VEハンドブック』(甲2)に関し、「5頁の分担執筆を『研究論文』や『著書』と評価できるか疑問である」とするが(『答弁書』p2)、特任教員任用規定(甲1)の第4条(1)①は単著であることを要求しておらず、また、著書の執筆分量にも言及していない。『VEハンドブック』は、バリューエンジニアリング(VE)の分野において日本を代表する有力な学者等が執筆陣に名を連ねた有力な著書であり、執筆陣が多数であるため一人当たりの執筆分量が多くはないものの、このような著書を残すことは研究実績としては十分である。

また、被告らは「その後も採用科目分野そのものではないので、基準を満たしているか否かは不明である」と主張するが(『答弁書』p2)、特任教員任用規定第4条(1)①は「専門分野」における研究論文あるいは著書の公表を要求しているのであり、「採用科目分野」とは定めていない。被告らは特任教員任用規定の内容を自らに都合よくすり替えており、極めて不当である。その上で検討するに、『サステナビリティの政策と経営』(甲3)における原告の執筆箇所は「第3章 低炭素循環型社会をめざす企業の環境経営」であり、「環境経営と環境バリューエンジニアリング」「日本企業の環境経営」「スウェーデン企業の環境経営」といった経営に関するものであり、まさに「専門分野」である経営学に関する著書であるから、特任教員任用規定第4条(1)①における「著書」に該当することは明らかである。

そもそも、被告らは、原告の著書が特任教員任用規定第4条(1)①における「著書」に該当するか否かについて「疑問であり」「基準を満たしているかないか不明である」と曖昧な主張に終始しており、原告の主張を明確に否定できていないが、いずれにせよ、上記のとおり、甲2及び甲3の公表をもって特任教員任用規定第4条(1)①の基準を充たしている

ことは明白である。

(2) 過去5年間における授業の担当及び実績状況

ア 被告らは、原告の授業実績に関し、「ほとんどの専任教員（教授）は複数の部または複数キャンパスでの授業をこなしているが、原告は大隅キャンパスで昼間部のみを担当しているに過ぎない」と主張するが、原告は、平成24年度で言えば、2部科目として「情報バリューエンジニアリング」「経営情報論」「情報ネットワーク論Ⅰ」「情報ネットワーク論Ⅱ」を担当していたのであるから、被告らの主張は事実と反する。また、訴状別紙「吉井康雄の担当科目の推移」を参照すれば分かるように、原告は、平成24年度については「情報バリューエンジニアリング」「情報ネットワーク論Ⅰ」「情報ネットワーク論Ⅱ」「経営情報論」「外国書購読Ⅰ」「外国書購読Ⅱ」「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」「演習Ⅲ」を担当しており、そのコマ数は1部と2部を合わせて年6.5コマであるから、他の教員に比べて担当科目が特段少ないことはない。

イ また、被告らは、原告が「過去において夜間部の授業科目変更に異を唱え、担当を辞退し」と主張するが、原告は専門外の演習の担当要請を断ったことがあるに過ぎず、以下で述べるとおり、そのことは何ら非難されるものではなかった。

平成15年1月から3月にかけて、平成15年度の担当科目を決める際に、留学中であった原告と当時経営学部のカリキュラム委員長であった樋口克次助教授（当時）との間でメールのやりとりが繰り返されていたが、あるとき、平成14年度に2部の国際経営論演習を担当していた非常勤教員が継続することが困難となったため、上記非常勤教員が担当するはずであった平成15年度の国際経営論演習Ⅱと平成16年度の卒業研究を原告に担当することを要請するメールがあった（甲12 2003年2月24日のメール）。メールによると、原告が上記演習を担当するこ

とについては既に教授会の了承がなされたとのことであった。

原告は、原告に事前の相談もなく教授会で了承がなされたことに抗議するとともに、国際経営論は原告の専門ではないこと、前任の非常勤教員が実施していた上記演習はテキストの輪読を中心としたものであり原告が行っているスタイルとは異なることを理由に上記要請を断った。

すると、樋口助教授から返信されたメールには、「お願いしてまいりました、追加の演習(演習Ⅱ)のお願いを取り下げさせていただきます。」との連絡とともに、「Ⅱ部の情報経営論Ⅰ・Ⅱのご担当につきましても、先生のご批判とご意志を尊重させていただき、別の担当者への差し替え又は不開講とさせていただきます。」との言い渡しがなされた。原告としては、国際経営論演習Ⅱの担当を断ったに過ぎないのであり、2部の情報経営論Ⅰ・Ⅱを担当することについては何ら反対をしていなかった。原告は、平成15年度の情報経営論Ⅰ・Ⅱ開講に向けた準備をしていたにもかかわらず、突然「別の担当者への差し替え又は不開講」という決定が一方的になされたことにひどく憤慨した。その後のメールのやりとりでも樋口助教授が示す結論は変わりそうになく、北村学部長(当時)も同様の結論をメールで原告に突き付けてきたが、このような結論は国際経営論演習Ⅱの担当を断った原告に対する被告大学側からの腹いせであり、嫌がらせとしか考えられなかった。そのため、原告においても「私の方からお断りします」との返信をしたが、かかる返信は原告の意向に反して一方的に情報経営論Ⅰ・Ⅱの差し替え又は不開講を決めた樋口助教授に対する抗議を意味したのであり、原告が積極的に辞退の意向を示したものではないことは明白であった。

このように、原告は、専門外の国際経営論演習Ⅱ及び卒業研究の追加担当を断ったことはあるが、非難されるべきは、そのことに対する腹いせに原告が担当するはずの科目について一方的にその担当から原告を外

すこととした被告大学側の態度である。

なお、以上のような経緯のもと、平成16年度から平成22年度までの間は、原告が2部の科目を担当していないが、平成23年度及び平成24年度は2部科目を担当している。被告大学の不当な態度によって過去の一時期に2部を担当しない時期があったことが特任教員任用基準を充たさないことになるはずがない。

ウ さらに、被告らは「大学院科目も数年間受講者無しの状態が続いたため、自ら担当を辞退し、その後科目が廃止された経緯がある」と主張するが、そもそも、被告大学の大学院は学生数が少なく、数年間受講者無しの科目は少なくないため、そのような理由で原告が大学院の担当を辞退することはない。原告が大学院科目の担当を辞退するに至ったのは、原告が多くの科目を担当していると、前記第1で述べた理由により、当時の北村学部長を始めとする一部の教授陣から一つ一つの科目について嫌がらせのように科目に対する難癖をつけられることがあったため、これに対抗するために担当科目を減らしたものである。

エ このように、被告らの非難はいずれも失当であり、原告の過去5年間の授業担当及び実績状況には何ら問題はなく、原告は特任教員の任用基準を充たしていた。

(3) 任期中に担当する授業の時間数

前述のように、原告は平成24年度において年6.5コマの授業を担当しており、それ以前も概ね同程度の時間数の授業を担当してきた。他の教授の担当コマ数は概ね年4～5コマ程度であることからすれば、原告が担当する授業時間数はむしろ多い方である。

したがって、「任期中に担当する授業の時間割が、専任教員の実情と比べて著しく少なくないこと」(甲1 特任教員任用規程第4条(1)③)という基準を充たしていることは明らかであり、被告らもこの点について

は何ら否定・反論をしていない。

(4) 本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動

以上で述べたことからしても、原告が被告大学の教員として行ってきた研究・教育・運営上の活動には何の問題もなく、「本学の教員としてふさわしい研究・教育・運営上の活動を行ってきたと認められること」（甲1

特任教員任用規程第4条（1）④）という基準を充たしていることは明らかである。被告らはこの点を否定するが、ただ結論を述べるのみで具体的根拠を示せていない。前述のように十分な研究実績・授業実績がある教員が同条項の基準を充たさないはずがない。

なお、被告らは、原告の教授会における不規則発言及び名誉毀損発言があったと主張するが、いかなる発言を指すのか不明であるから、これを明らかにされたい。原告はこれまでに非難を受けるような問題発言はしていない。

3 被告井形及び同池島が原告の特任教員任用申請を不当に妨げたこと

(1) 原告が特任教員任用申請をしたこと

原告が特任教員任用手続に必要とされる資料として甲5ないし7を作成して被告井形に提出することによって被告大学の特任教員任用申請をしたことは明白な事実である。甲5～7の提出によって、後述する特任教員任用規程第9条の過去5年間の研究業績（①）、授業担当計画③、役職歴④も明らかとなっている。

これに対し、被告らは、原告が特任教員Aとしての任用を希望していたことについて「不知」と答弁するが、明らかな虚偽答弁である。甲10及び甲11の会話からしても、原告が一貫して特任教員任用を希望していることは明白である。

(2) そして、原告が特任教員任用申請を行った以上、被告大学としては特任

教員任用規程に則り、然るべき手続を実施する義務があった。

具体的には、特任教員任用規程第9条に従い、①推薦委員会は、対象者に過去5年間の研究業績の提出を求める、②教務委員長は、過去5年間の授業実績状況を委員会に報告する、③学部長は教務委員長および対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に推薦する、④推薦委員会は、対象者に本学における役職歴の提出を求める、⑤推薦委員会は、任用基準に基づき適当であると認められた者を当該教授会に推薦する、⑥当該教授会は、推薦された者の特任教員としての採用について審査し、候補者として決定する、⑦当該教授会の学部長は、教授会で決定された候補者について理事会にただちに報告する、⑧教授会で決定された候補者について理事会の承認が得られない場合は、推薦委員会において再度審査する、とされていた。

然るに、被告井形は、被告池島と共謀の上、特任教員任用規程を全く無視し、原告の特任教員任用申請を握りつぶしたため、特任教員推薦委員会が組織されることもなく、上記各手続も履行されなかった。

この点、被告らは、「被告井形は学部長として、自らが作成すべき授業計画につき、カリキュラム検討委員会の意見を聞いて行うことを含め、任用手続について説明していた」と主張するが、特任教員任用規程第9条③は、学部長が教務委員長及び対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出するものと定めているところ、被告井形は原告と協議することなく、原告の特任教員任用申請を受理することが困難であるという結論だけを伝達してきたのであり、被告井形には手続違背があった。

(3) 被告らは、カリキュラム検討委員会において、メンバーから「本人のご希望の授業計画案のほとんどは、不要若しくは必要度が低い」とか、「全体が、学部教学開講ルールに違背しており、学部教学システムの破壊となっている」等の意見が出され、その結果を受けてカリキュラム検討委員会の総意として被告井形に具申がなされたと主張するが、なぜ原告の授業計

画案が不要若しくは必要度が低いのかについて何ら具体的根拠が示されていないし、何をもって学部教学開講ルールに違背しているというのか意味が不明である。

原告が作成し、被告井形に提出した「3カ年講義計画」(甲7)において原告が向こう3カ年で担当を予定した主な科目は、「情報ネットワーク論」「経営情報論」「情報バリューエンジニアリング」であるが、これらの科目は、原告が過去に相当年数にわたって被告大学で担当してきたのであり、被告大学においても、毎年度ごとにこれらを必要な科目として承認してきたのである。

にもかかわらず、平成26年度になって突如として原告が担当してきたこれらの科目のほとんどが一斉に「不要若しくは必要度が低」くなるはずがないし、平成25年度まで相当年数にわたって被告大学が認めてきた授業担当とほぼ変わらない授業計画が突如として学部教学開講ルールに違背することになるはずがない。

しかも、原告が平成25年度に担当していた科目の春学期における受講者数について言えば、「情報ネットワーク論」は99名、「経営情報論」は139名であった。この受講者数は、被告池島が担当する「ビジネス法入門Ⅰ」の同学期の受講者数が93名、「有価証券法」の受講者数が105名であることと比べても遜色はないし、特任教員である二宮教授が担当する「経営統計」の同学期の受講者数が29名であること比べれば、原告が担当する科目の受講者数は格段に多い。2部科目では、原告が担当していた「情報ネットワーク論Ⅰ」の平成24年度春学期における受講者数は54名、「経営情報論」の受講者数は41名であるが、この受講者数は特任教員である二宮教授が担当する「経営統計Ⅰ」の受講者数が41名であることと比べても同数あるいはより多い人数である。このように、学生のニーズという点からしても、原告が担当する科目が「不要若しくは必要度

が低い」ということはあり得ない。

結局のところ、被告井形及び被告池島は、最初から原告を特任教員として任用させたくない一心で、小賢しく様々な口実を作出したというべきであり、極めて不当である。

なお、被告らは、平成24年10月12日にカリキュラム検討委員会が開催されたとするが、その議事録を開示されたい。また、同日のカリキュラム検討委員会の参加者を明らかにするとともに、「本人のご希望の授業計画案のほとんどは、不必要若しくは必要度が低い」「全体が、学部教学開講ルールに違背しており、学部教学システムの破壊となっている」と発言した者が誰かを明らかにされたい（原告は、本当にそのような意見がカリキュラム検討委員会では出されたのかについて疑念を抱いている。）。

(4) 被告らは、カリキュラム検討委員会に関し、「特任教員を含めた教員の採否については同委員会の判断によるところが大きく、担当科目が成立しない以上、『3ヶ年授業担当計画』は成立しないので、特任教員推薦委員会で要求される書類が不備となることは明らかである」などと主張する(答弁書p4)。

しかし、被告らが主張するカリキュラム検討委員会の判断なるものが前述のように不自然かつ不合理な意見に基づくものであるし、特任教員任用規程のどこを見てもカリキュラム検討委員会の判断で特任教員任用申請を却下できるとはされていない。特任教員任用規程には「カリキュラム検討委員会」という言葉すら出てこないのであり、特任教員任用手続において何らの権限も与えられていない。

被告らの「担当科目が成立しない」「3ヶ年授業担当計画が成立しない」という主張が何を意味するか不明であるが、前述のように、原告が提出した授業担当計画は平成24年度までの相当年数にわたって実施されてきた授業とほとんど変更はないのであるから、「担当科目が成立しない」わけ

がないし、かかる授業担当計画を学部長が推薦委員会に推薦することには何の困難性も伴わないはずである。ましてや、原告が作成・提出した3ヶ年授業担当計画について、なぜ「書類が不備となる」のか、不可解というほかない。

その上で、後に教授会や理事会で授業担当計画の是非が判断されるというのであればまだしも、何ら裁量を与えられていない学部長及びカリキュラム検討委員会が原告の授業担当計画を不適切であると勝手に判断して申請を受理することすらしないことが許されるはずがない。

しかも、後述するように、特任教員推薦委員会の審査が特任教員任用基準に該当するか否かの形式上の判断をしているに過ぎないのであるから、授業担当計画の是非を特任教員推薦委員会が審査するという実態はなく、カリキュラム検討委員会の意見を理由に特任教員推薦委員会に対して原告の特任教員任用申請を上程することができないということはある得ない。この点、被告井形は、原告に対して「推薦委員会は、学部できちんと合意、同意ができていないかをチェックされると思うんです。それがなければ推薦委員会も認められない可能性も出てくるんです」などと説明しているが(甲11p48)、全くのデタラメであり、被告井形が虚偽説明を通して原告に対して特任教員任用申請を辞退するよう求めていたことが分かる。

- (5) 被告らは、原告の特任教員任用申請に対し、被告井形が「説得、進言したまで」であると主張するが、原告は、被告井形に対し、「あの一、推薦委員会にだしていただいて、僕が何か欠落している要因があるのかどうかちゅうのが明確になれば、その一、僕が認められへんだけの話やんか」「落ちるんやったら、落ちてもいいやんか、な」(甲11p48)と述べて、あくまで任用申請手続を進めることを求めたが、結果的に被告井形は原告の特任教員任用申請を握りつぶした。

なお、被告らは、「この経過並びにこの経過に伴う後任人事については、

後日、学内理事会及び教授会で承認され、実行されている」と主張するが、主張の趣旨が不明である。少なくとも、原告の特任教員任用申請を受理しないことを理事会ないし教授会の議決をもって承認されたことはないのであり、被告らの上記主張は何の意味も有さない。

また、被告らは、「平成24年11月16日開催の原告も出席していた教授会において、『特任教員への申し出が不受理となった』旨の報告があり、同年11月30日開催の原告も出席していた教授会において、『(本人の担当科目がない)カリキュラム改定案(学則・履修修正案)が了承されたことを主張するが(答弁書p6)、これらは特任教員任用規程に基づく手続ではなく、既に原告の特任教員任用申請を不当拒否した後の経過であるから、被告井形及び被告池島の不当な行為を正当化する理由とはならない。

4 労使慣行

(1) 特任教員推薦委員会における審査の形式性

甲13は、乙2の地位保全仮処分申立事件(大阪地方裁判所平成17年(ヨ)第10015号)において被告大学が提出した書面である。

この準備書面において、被告大学は、特任教員推薦委員会における審査につき、「当該委員会は、必ずしも『教学』面に優れた業績のある者を『特任教員候補者』として実質審査しておらず、『特任教員任用基準』に該当するか否かの形式上の判断をしているにすぎず、本人が特に反対の意向を示さない限り、推薦してきているというのが実態である」(5頁)と主張している。

そして、「特任教員任用基準」につき、特任教員推薦委員会が推薦に当たって考慮する単なる資格を定めたものに過ぎない面しかなく、同委員会は、この基準に合致すれば、わずかの審査時間で推薦を行ってきており、

平成17年度では対象者3名について5分足らずで判断がなされていると主張する。

このように、特任教員推薦委員会の審査が形式的であることは被告大学も認めているのであり、このような実態は現在も変わっていない。

(2) 教授会における選考の形式性

さらに、被告大学は、教授会の選考についても、「単に特任教員推薦委員会の推薦を形式上追認するだけというのがこれまでの実態である」と主張している（甲13 6頁）。

なお、被告らは、被告井形が原告の特任教員任用申請について「教授会メンバーの同意を得ることが極めて困難であると予想し得る状況を説明した」とするが（答弁書p5）、上記実態からすれば虚偽の説明であることは明らかであり、この点においても被告井形の原告に対する働きかけが不当であったことが分かる。

(3) 理事会の決定の形式性

このように、本来実質的議論・判断がなされてもおかしくない推薦委員会の推薦や教授会の判断が形式的であるのに、承認機関である理事会の決定が形式的でないはずがない。原告もこれまでに特任教員任用手続を見聞きしているが、どの教授においても、推薦委員会、教授会の決定及び理事会の承認が形式的であると認識している。

被告大学においても、平成17年までの15年間で特任教員任用を希望した者で、理事会で任用を拒否された例が全くないことを認めており（甲13 8頁）、平成17年度に里上教授が特任教員推薦委員会の推薦、教授会の任用決定を受けておきながら理事会で任用を拒否する決定がなされたことがあったが、このときの任用拒否は選挙管理委員長当時の行動に問題があったという名目での任用拒否であり、教学面での理由ではなかったから極めて例外的な出来事であった。

したがって、特任教員任用申請は、特任教員推薦委員会に上程されてしまえば、ほとんど例外なく教授会の決定、理事会の承認に至っていた。

(4) 労使慣行の存在

したがって、特任教員任用希望者は本人が希望すれば任用されるとの事実が長期間反復継続しており、就業規則を制定改廃する権限を有する理事会においても特任教員任用希望者の任用を1例（前述した里上教授の例乙2）を除いて承認してきたことからしても、そのことについて規範意識を有しているというべきであり、労使双方の規範意識に支えられているというべきである。

5 特任教員の給与

被告らは、特任教員給与規程（甲8）の内容は認めるものの、「具体的な基本給は個別の費用契約書で定立されるので、35万3750円が特任教員の月給となるとは限らない」と主張するが、このように主張するのであれば、まず、被告大学における「専門教員の給与体系表」（甲8）を開示されたい。